

# 參考資料

## 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

### 2 税制抜本改革の着実な実施

#### (1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減率を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

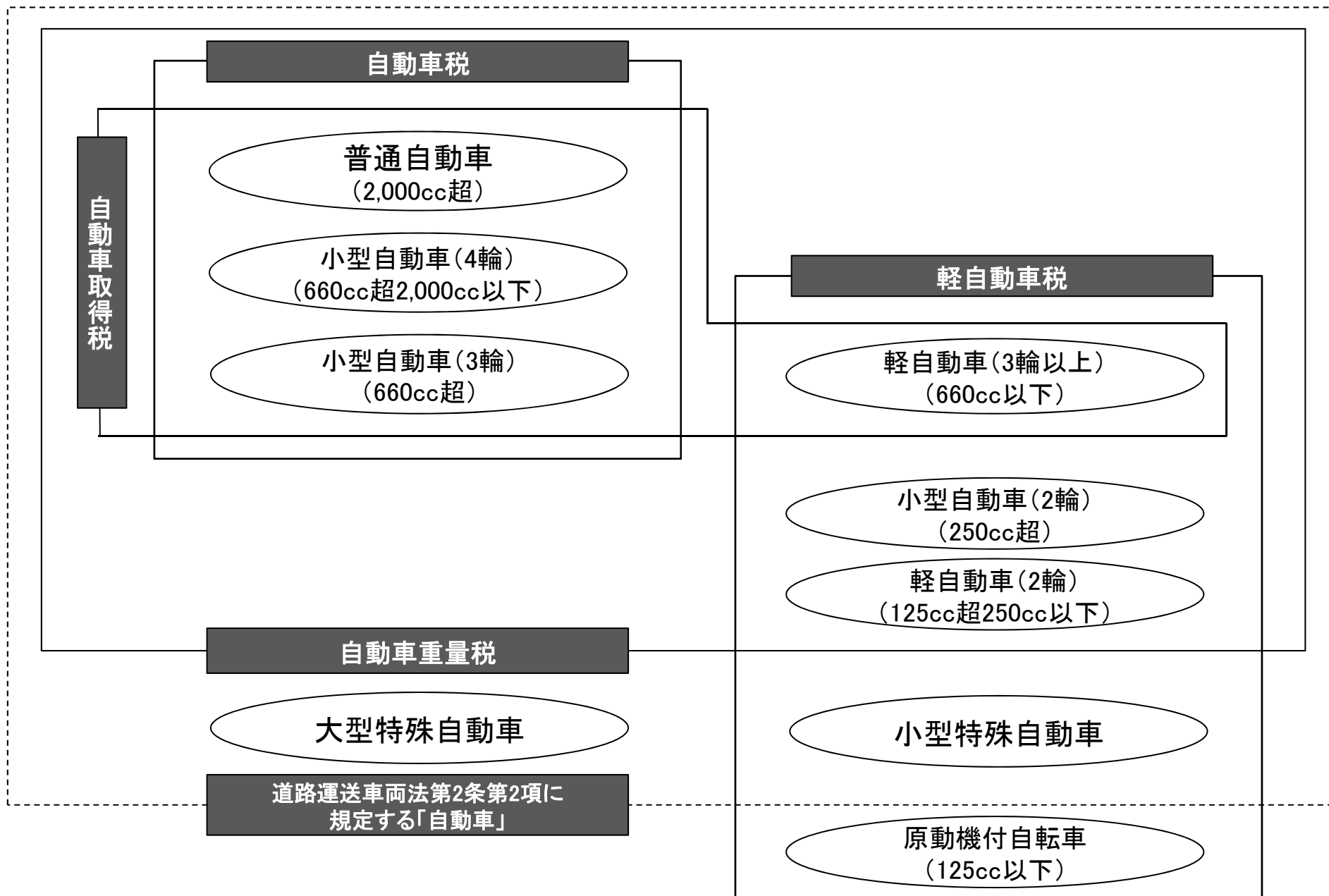
また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

- ④ 自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。

平成27年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

# 車体課税の関係図



## 自動車取得税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の取得者
3. 課 税 客 体	自動車の取得（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
4. 課 税 標 準	自動車の取得価額
5. 税 率	自家用自動車（軽自動車除く） 3%  営業用自動車及び軽自動車 2%（当分の間の措置 本則は3%）
6. 免 税 点	50万円（H30.3.31まで。本則は15万円）
7. 交 付 金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村（特別区含む）に交付  （更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分が交付されている）
8. 税 収	948億円（平成26年度地方財政計画額）
9. 沿 革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設（税率3%）  昭和49年 自家用自動車（軽自動車除く）に特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（3%→5%）  平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止  平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持  平成26年 消費税8%引上げに伴う当分の間税率の見直し（自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%）

## 自動車税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の所有者
3. 課 税 客 体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く)
4. 税 率	<p>&lt;標準税率&gt; 自動車の種別、排気量等ごとに設定      【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円</p> <p>&lt;制限税率&gt; 標準税率の1.5倍</p> <p>&lt;グリーン化による特例税率&gt;(平成13年創設) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)</p>
5. 納 期	5月中において、都道府県の条例で定める。
6. 税 収	1兆5,480億円(平成26年度地方財政計画額)
7. 沿 革	<p>昭和25年 創設</p> <p>昭和33年 課税客体から軽自動車を除外(軽自動車税の創設)</p> <p>昭和54年 普通乗用車の税率区分の変更(軸距→排気量)</p> <p>※昭和28年以降、11回の税率の改正あり(最終改正:平成元年度)</p>

## 自動車税の税率表

区 分		営 業 用		自 家 用	
乗 用 車	総排気量				
	1,000cc以下		7,500円	29,500円	
	1,000cc超 1,500cc以下		8,500円	34,500円	
	1,500cc超 2,000cc以下		9,500円	39,500円	
	2,000cc超 2,500cc以下		13,800円	45,000円	
	2,500cc超 3,000cc以下		15,700円	51,000円	
	3,000cc超 3,500cc以下		17,900円	58,000円	
	3,500cc超 4,000cc以下		20,500円	66,500円	
	4,000cc超 4,500cc以下		23,600円	76,500円	
	4,500cc超 6,000cc以下		27,200円	88,000円	
6,000cc超		40,700円	111,000円		
貨 物 車	ト ラ ッ ク	最大積載量			
		1 t 以下		6,500円	8,000円
		1 t 超 2 t 以下		9,000円	11,500円
		2 t 超 3 t 以下		12,000円	16,000円
		3 t 超 4 t 以下		15,000円	20,500円
		4 t 超 5 t 以下		18,500円	25,500円
		5 t 超 6 t 以下		22,000円	30,000円
		6 t 超 7 t 以下		25,500円	35,000円
		7 t 超 8 t 以下		29,500円	40,500円
		8 t 超(加算額)		4,700円	6,300円
けん 引 車	けん 引 車	小型		7,500円	10,200円
		普通		15,100円	20,600円
	被 けん 引 車	小型		3,900円	5,300円
		普通(最大積載量 8 t 以下)		7,500円	10,200円
普通(最大積載量 8 t 超加算額)		3,800円	5,100円		
貨客兼用加算額					
1,000cc以下		3,700円	5,200円		
1,000cc超 1,500cc以下		4,700円	6,300円		
1,500cc超		6,300円	8,000円		
バ ス	乗車定員		一般乗合用	一般乗合用以外	
	30人以下		12,000円	26,500円	33,000円
	30人超 40人以下		14,500円	32,000円	41,000円
	40人超 50人以下		17,500円	38,000円	49,000円
	50人超 60人以下		20,000円	44,000円	57,000円
	60人超 70人以下		22,500円	50,500円	65,500円
	70人超 80人以下		25,500円	57,000円	74,000円
	80人超		29,000円	64,000円	83,000円
	三輪の小型自動車		4,500円		6,000円

(注1) 営業用：道路運送法第2条第2項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車

自家用：営業用の自動車以外のすべての自動車

(注2) 上記に掲げる自動車により難いものについては、都道府県の条例により自動車の諸元(用途、総排気量等)によって区分を設けて税率を定めることができる。

(注3) 積雪により、通常、一定期間運行できない地域に主たる定置場を有する自動車については、一定割合(10分の3を限度)が軽減される。

(注4) 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1,000cc以下の区分の税率によることが適当であるとしている。

## 軽自動車税の概要

- 1 課税団体      市区町村
- 2 課税客体      軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- 3 納税義務者    軽自動車等の4月1日現在の所有者
- 4 標準税率

区 分		標準税率		重課税率 ※②	
		～H27. 3. 31	H27. 4. 1～※①		
原動機付自転車 (125cc以下)	イ 総排気量50cc以下のもの又は定格出力0. 6kw以下のもの (二に掲げるものを除く)	1, 000円	2, 000円	—	
	ロ 二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下のもの又は定格出力0. 6kw超0. 8kw以下のもの	1, 200円	2, 000円	—	
	ハ 二輪のもので 総排気量90cc超のもの又は定格出力0. 8kw超のもの	1, 600円	2, 400円	—	
	ニ 三輪以上のもの 総排気量20cc超のもの又は定格出力0. 25kw超のもので一定のもの	2, 500円	3, 700円	—	
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	イ 二輪のもの(側車付きのものを含む。)(125cc超250cc以下)	2, 400円	3, 600円	—	
	ロ 三輪のもの	3, 100円	3, 900円	4, 600円	
	ハ 四輪以上のもの	乗用のもの    営業用	5, 500円	6, 900円	8, 200円
		自家用	7, 200円	10, 800円	12, 900円
貨物用のもの    営業用	3, 000円	3, 800円	4, 500円		
自家用	4, 000円	5, 000円	6, 000円		
二輪の小型自動車(250cc超)		4, 000円	6, 000円	—	

※①:平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、H27.3.31までの税率を適用。

※②:平成28年度以降、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税について適用。

- 5 制限税率      標準税率の1. 5倍  
【超過課税採用団体】 (1.5倍) 3団体 (1.3倍) 1団体 (1.2倍) 23団体 (1.1倍) 2団体
- 6 徴収方法      普通徴収(月割課税なし)
- 7 税 収          1, 909億円(平成26年度地方財政計画)



# 自動車重量税(国税)の概要

創設時期	昭和46年
課税主体	国
課税客体	① 新規検査若しくは予備検査による自動車検査証の交付又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査による自動車検査証の返付を受ける自動車 ② 車両番号の指定を受ける軽自動車
納税義務者	上記の自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の表は、平成27年度燃費基準等達成車、及び経年車(13年超)以外の自動車に対する税率。</li> <li>平成27年度燃費基準等達成車については本則税率、経年車については、自家用乗用自動車は、13年超は5,400円/0.5t・年(平成28年4月1日以後は5,700円/0.5t・年)、18年超は6,300円/0.5t・年の税率が適用される。</li> </ul>

(単位：円)

区 分		自家用自動車			営業用自動車			
		車 検 有 効 期 間			車 検 有 効 期 間			
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	
検査自動車	乗用自動車	車両重量0.5tごと	4,100	8,200	12,300	2,600	—	—
	バス	車両総重量1tごと	4,100	—	—	2,600	—	—
	トラック(車両総重量2.5t超)	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	トラック(車両総重量2.5t以下)	〃	3,300	6,600	—	2,600	5,200	—
	特殊用途自動車	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	小型二輪	一両につき	1,900	3,800	5,700	1,500	3,000	4,500
	軽自動車	〃	3,300	6,600	9,900	2,600	5,200	—
届出軽自動車	軽二輪	一両につき	4,900			4,100		
	その他	〃	9,900			7,800		

※臨時検査については上記税率の2分の1の税率

納付方法	<p>時 期：車検時(自動車の種類に応じて1～3年ごと)</p> <p>方 法：自動車重量税印紙納付(臨時検査等にあつては現金納付)</p> <p>納税地：車検証の交付等の事務をつかさどる運輸支局等</p>
税 収	<p>6,526億円(平成26年度予算額)</p> <p>(うち国税分3,870億円、譲与税分2,656億円)</p> <p>割合：593/1,000(本則：2/3)は国、407/1,000(本則：1/3)を市町村へ譲与(自動車重量譲与税)</p>
その他	<p>自動車リサイクル法により適正に解体された自動車について、自動車検査証の残存期間に相当する自動車重量税を還付。</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律の規定により、国分の一部が公害補償対策に充当されている。</p>

## 自動車取得税収等の推移

年度	自動車取得税収（億円）		新車		中古車		自動車取得税全体に対する中古車の比率	
		うち自動車取得税交付金（億円）	台数（万台）	税額（億円）	台数（万台）	税額（億円）	台数	税額
19	4,247	2,960	518	3,998	63	250	11%	6%
20	3,663	2,603	460	3,406	63	257	12%	7%
21	2,310	1,585	428	2,098	52	212	11%	9%
22	1,916	1,382	405	1,730	46	185	10%	10%
23	1,678	1,153	397	1,519	41	159	9%	9%
24	2,104	1,464	348	1,914	46	191	12%	9%
25	1,934	1,374	—	—	—	—	—	—
26	948	660	—	—	—	—	—	—

※ 自動車取得税収及び自動車取得税交付金は平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額、26年度は地方財政計画額、新車及び中古車の税額は調定額である。

## 自動車税のグリーン化特例の変遷

### 【平成13年度（創設）】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ ☆☆☆車は、平成12年排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車 ☆☆車は、" 50%以上 " ☆車は、" 25%以上 "
☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成車		
☆☆ かつ平成22年度燃費基準達成車		
☆ かつ平成22年度燃費基準達成車		
	概ね25%軽減	※ 軽減措置は、平成13・14年度の新車新規登録の翌年度から2年間
	概ね13%軽減	

### 【平成15年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成15年度の新車新規登録の翌年度1年間
☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成車		

### 【平成16年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ ★★★★★車は、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車 ★★★★車は、" 50%以上 "
★★★★かつ平成22年度燃費基準+5%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準達成車	概ね25%軽減	※ 軽減措置は、平成16・17年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★ かつ平成22年度燃費基準+5%達成車		

### 【平成18年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成18・19年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★★かつ平成22年度燃費基準+20%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+10%達成車		
	概ね25%軽減	

### 【平成20年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（排出ガス基準を満たすもの）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成20・21年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+15%達成車		
	概ね25%軽減	

### 【平成22年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（排出ガス基準を満たすもの）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成22・23年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成車		

### 【平成24年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成24・25年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 （平成22年度燃費基準+38%達成車）	概ね25%軽減	※ 「平成22年度燃費基準」は、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用
★★★★車かつ平成27年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準+25%達成車）		

### 【平成26年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	概ね75%軽減	※ 軽減措置は、平成26・27年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド、クリーンディーゼル		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+20%達成 かつ平成32年度燃費基準達成車		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車		
	概ね50%軽減	

## グリーン化特例とエコカー減税について

- 自動車税のグリーン化特例（平成13年度創設）と自動車取得税のエコカー減税（平成21年度創設）は、別々の制度として創設。
- このため、①同じ基準の適用年度が異なる、②自動車取得税で軽減余地が残っているのに自動車税も軽減している等の論点がある。

### 〔制度の変遷〕

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
H22基準+15%達成	自動車税	25%軽減		(斜線)						
	自動車取得税	50%軽減								
H22基準+25%達成 ※1 H27基準達成	自動車税	50%軽減		50%軽減		25%軽減		(斜線)		
	自動車取得税	75%軽減			50%軽減		60%軽減			※2
H27基準+10%達成	自動車税	50%軽減		50%軽減		50%軽減		50%軽減		※4
	自動車取得税	(斜線)				75%軽減		80%軽減	※2	※3
H27基準+20%達成等	自動車税					50%軽減		50%軽減		50%軽減
	自動車取得税	(斜線)				非課税		非課税	※2	※3

- ※1 平成24年度以降の「H22基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用
- ※2 基準の切替えと重点化
- ※3 消費税率10%への引上げ時に廃止
- ※4 環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化